



金 沢 市 公 報

号外第 2 1 号

令和4年(2022年)5月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●公営企業訓令甲	
○金沢市企業局当直勤務規程の一部改正について	1
(企業総務課)	

公 営 企 業 訓 令 甲

●金沢市公営企業訓令甲第2号

企 業 局

金沢市企業局当直勤務規程（昭和32年公営企業訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

第2条を次のように改める。

(当直員)

第2条 当直員は、企業局職員をもって次の区分により充てる。

- (1) 事務担当員 主事及び技師
- (2) 作業担当員 技師及び技能技士

2 当直員は、前項の区分ごとに必要な人数をもって充てる。

第8条第5項中「(以下「管理者」という。)」を削り、同条第6項及び第7項を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 前2条に規定するもののほか、当直員は、別に定める方法、手順等により、事務の処理をしなければならない。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年(2022年)5月31日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄